

## 平成27年度境港市介護保険運営協議会 会議録

■ 日 時：平成27年11月13日（金）15:00～16:00

■ 場 所：境港市役所 第一会議室

■ 日 程

- 1 開会
- 2 運営協議会の運営について  
(1) 会長あいさつ
- 3 報告事項  
(1) 地域包括支援センターの運営状況について
- 4 協議事項  
(1) 第6期計画における施設整備について  
(2) 地域包括支援センターの運営体制について
- 5 その他
- 6 閉会

■ 出席者（敬称略）

（委員）足田 京子、市場 美帆、稲賀 潔、遠藤 勲、高木 敏行、高松 武美、  
渡邊 はるみ

（事務局）

浜田 壮（福祉保健部長）、沼倉 加奈子（長寿社会課長）、  
真木 由紀子（長寿社会課高齢者福祉係長）、井上 千恵（同介護保険係長）

欠 席 ： 3 名（門脇 眞澄、小島 雪子、鷓鴣 一輔）

■ 会議録（要旨）

- 1 開会（沼倉長寿社会課長）（15:00）
- 2 運営協議会の運営について（沼倉長寿社会課長）
- 3、4 議 事

【会長】 日程3の報告事項に入ります。「地域包括支援センターの運営状況について」事務局から説明をお願いします。

【事務局】

平成25年度から引き続き市内に2箇所包括支援センターを設置しています。下の表にありますとおり、職員につきましては26年度までは常勤職員4名の配置でしたが27年度からは各2名増員配置をしております。現在北南とも6名の職員配置をしています。資料2ページを開いてください。2ページから地域包括支援センターの活動実績を載せております。2ページの相談支援実績に

なります。相談件数につきましては、北南合計で3,728件の相談がありました。これは前年度と比較しまして2割増の相談となっています。また、地域包括支援センターには介護予防事業所としての役割もあります。こちらにつきましては前年より5%増の相談件数となっています。相談の内訳で前年度と比べ多くなっているものは、介護保険の相談、福祉用具の相談です。

つづいて、資料の3ページをご覧ください。こちらは運動機能向上事業の実績です。これは、運動機能の向上を目的とした軽運動、講和、健康相談などを行っており、各地区で実施している高齢者ふれあいの家や市内の施設で実施しています。26年度につきましては、北包括支援センターは上道公民館と済生会病院を会場に健康力アップ教室ということで、運動の教室を実施したことが特徴となっています。

つづいて資料5ページと6ページには認知症予防事業、家族介護教室事業をあげています。資料7ページは地域住民グループ支援事業になります。こちらは介護予防活動に取り組む地域住民の方に対する支援ということで、介護予防や認知症予防の学習会の開催を行っています。事業の内容の大半は認知症予防サークル活動支援となっています。2番から5番の介護予防事業については事業の効率化を図るため、平成27年度からは事業の委託を包括支援センターごとに分けております。2番の運動器の事業を北包括支援センター、3番の認知症予防、4番の家族介護教室については南包括支援センター、5番の地域住民グループ支援事業については両包括に委託しています。

つづいて資料11ページをご覧ください。緊急通報システム事業です。こちらは26年度37件の設置でした。緊急を要する通報はありませんでしたが、大半が停電や誤報の受信でした。この緊急通報システム事業ですが、27年9月からご利用者の機器、南包括支援センターに設置していた機器の老朽化に伴い機械の入れ替えを行いました。機械の入れ替えとともに、アルソック安心ケアサポートセンターと契約をして受信先をそのコールセンターに変更しました。27年度の緊急通報システムの包括支援センターの委託は4月から8月までで終わっているということになります。

つづいて、資料12ページをご覧ください。指定介護予防支援事業所としての地域包括支援センターの実績をあげています。介護予防支援事業者としてのケアプランの作成件数をのせています。こちらが件数が年々増えている状況です。

【会長】 ただ今、「地域包括支援センターの運営状況について」説明がありました。ご質問・ご意見等があれば、お願いします。

【委員】

緊急通報のサポートセンターはどこにありますか。

【事務局】

東京と名古屋のコールセンターで受信しています。

【委員】

以前は必要があれば利用者宅に行っていたのではなかったでしょうか。

【事務局】

各設置者には協力員をつけており、何かあればその協力者に駆けつけていただくことになっていましたが、協力員の連絡先や協力員に異動がないかということも機器の取り替えに伴い確認しました。連絡体制としては通報があれば協力員に駆けつけていただくことになっていますが、協力員と連絡がつかない場合などはアルソック安心サポートセンターがアルソックと業務提携しているため、アルソックの警備員が駆けつけます。移行は順調に行われ現在36件の方が利用しています。

【会長】 他にご意見等がないようでしたら、日程4の協議事項にうつります。「第6期計画における施設整備について」事務局から説明をお願いします。

【事務局】

「第6期計画における施設整備について」の1ページを開いてください。

第6期境港市介護保険事業計画においては、1の整備予定施設にあるように小規模多機能型居宅介護事業所とグループホームを各1箇所整備する予定にしており、平成29年4月に事業を開始するよう見込んでいます。今日は、これらの施設の整備スケジュールについて協議していただきたいと考えています。

初めに、施設の待機者の状況についてお話しします。現在、市内には5箇所のグループホームがありますが、2の整備予定施設の待機者の状況にありますように、88名の待機者があります。そのうち在宅で入所を待っておられる方も56人あります。

また、市内に3箇所ある小規模多機能型居宅介護事業所についても登録定員がいっぱいになっている状況で、申し込みがあってもすぐに利用開始できない状況です。以上のことから少しでも早い施設開設が望まれます。

つぎに、3の施設整備にかかる課題についてお話しします。事業を開始するにあたっては、管理者、計画作成担当者、介護職員など多くの人員が必要であり、これらの人員を確保しなければなりません。しかしながら、急速な少子高齢化の進行による生産年齢人口の減少に伴い、労働力全体の確保も困難な時代を迎えており、介護保険事業所の整備においても人材の確保が大きな課題となっています。

最後に施設開設の時期によって影響を受ける介護給付費などの状況についてお話しします。4の平成27年度介護給付費決算見込及び基金の状況をご覧ください。新たに施設を整備すると、その分多くの介護給付費が必要になります。現時点では、第6期介護保険事業計画の1年目にあたる平成27年度の介護給付費見込は、ほぼ事業計画どおりですので平成29年4月の開設にむけて順調に推移しているといえます。また、介護給付費の第1号被保険者の保険料は、3年間の計画期間中に見込まれる介護保険事業費の所定負担割合を賄えるように設定しているため、計画期間の初年度に剰余金が生じることが見込まれ、「介護給付費等準備基金」を設置して、その剰余金を管理しています。そして、介護給付費が見込みを下回るなどの場合は剰余金を準備基金に積み立て、介護給付費が見込みを上回るなどの場合は、前年度以前に積み立てられた準備基金から必要額を取り崩し、計画期間の最終年度において残高がある場合には、次期保険料を見込むに当たり準備基金を取り崩しています。第6期介護保険料策定においては介護給付費等準備基金の59,000千円の

取崩しを見込んでいましたが、現時点での介護給付費等準備基金の残高は94,000千円と計画策定時より多くの剰余金があり、施設整備をある程度前倒しすることが可能な状況になっています。

以上のことから、施設整備のスケジュール案についてお話しします。資料の2ページをお開きください。2ページの表では、施設整備にかかるスケジュールについて上の矢印が計画、下の矢印が変更案になっています。計画では、平成28年度に入ってから事業所募集をし事業所の決定を経て28年秋以降に事業所整備、人員確保をして29年4月に開設することにしています。このスケジュールでは、新卒者の採用がしづらいなど人員確保が困難になるため、事業所募集時期を前倒しすることにより人員確保や事業所整備の期間を長くとり、その状況によって事業所整備後、随時指定申請を受け付けていくことに変更したいと考えています。

以上で第6期計画における施設整備についての説明を終わります。

【会長】ただ今、「第6期計画における施設整備について」説明がありました。ご質問・ご意見等をお願いします。

【委員】

募集を早めても人員確保は厳しい。米子や広島でも補充人員の確保だけで一杯だと聞いている。総合技術高校なども定員割れしている上に、専門の学校を出ても違った分野の職につくことが多い。

【委員】

補充で一杯であるが、計画的に人を集めればできないこともない。小規模多機能型事業所は必要人員が把握しにくく多めに人を配置しなければならない。前倒しして少しでも期間がある方が取り組みやすいと思います。幸朋苑では法人内の他の事業所から人を回してきたりしていますが、それができるかどうか…。

【委員】

時期を早める以外に有効な手だてはありますか。仕事内容に対して給料が安いからですか。

【委員】

今は、給料はそう悪くないんです。仕事があわなくてやめていく人が多いです。専門の学校を出た人は覚悟があるからやめませんが、そうでない人は自分の思いとのギャップがあってやめられることが多いです。

【委員】

労働時間や、育児休業や介護休業はどんどん整備されている。夜勤や土日勤務があると就職率が悪くなります。たくさんの職員を雇うわけにはいかず、そうすると職員の労働環境が悪くなります。

【委員】

制度改正で資格取得も難しくなりましたね。育児休暇も長くなり、保育園に預けられなければ働けない人の補充をしなければならない。

【委員】

育児休暇があけても第2子第3子がありますから…少子化の観点からいえばいいことですが。

【委員】

労働環境に魅力がないとすぐにやめてしまう。やめなくてもいいような環境が創ればいいと思うのですが、人をどんどん増やすのは難しく…。

【委員】

保育料なども安ければいいですね。延長保育にもお金が要るし…。

【委員】

準備基金がたくさんあっても雇用条件は変わらないですしね…。

【委員】

男性介護士もどんどん増えてきたんですけどね。

【委員】

人が集まるかどうかはわかりませんが、計画を前倒しにするのはいいことだと思います。

【委員】

退職した元気な60代の活用もいいですね。65すぎると厳しいですかね。

【委員】

ハローワークでも定年後の採用もありますね。

【会長】

ご意見等をいただきましたが、第6期計画における施設整備時期の変更についてご承認いただけますでしょうか。

承認

【事務局】

整備施設は第6期計画にある小規模多機能型居宅介護事業所が1つとグループホームが1つで変更ありません。

【委員】

補助金のアップなどはありますか。

【事務局】

補助金等については今の段階でお話できるものではありません。施設の募集開始時期を早めて事業所の準備期間を長くとり、可能であれば待機者等もあることですので開始時期を早める準備をさせていただきたいと思います。事業所の応募がなければ一大事ですので、また皆様にご相談させていただきたいと思います。

【事務局】

人口構造を考えると間違いなく人手は足りないのだからこういった問題は国家レベルで考えていかなければなりません。過疎地では他県から介護職を求めて転入するものに対しては補助金等を出すなど人口増対策、雇用促進とセットでしている自治体がチラホラあるようです。法人も単年でこれだけの人員を集めるのは大変だと思いますので、業者決定をなるべく早くしようと思っています。給付費には余裕があるから整備を早めようという一方で待機者の状況など市民ニーズがどれだけあるかという点についても総合的に判断していきたいと思っています。募集要項を公表した段階

での反応をみて次の策を講じていきたいと考えています。

【会長】

それでは、次に「地域包括支援センターの運営体制について」の協議に入ります。  
事務局から説明をお願いします。

【事務局】

この度地域包括支援センターの運営体制の見直しを行うことになりました背景を①と②にあげております。2箇所地域包括支援センターの専門的な職員の安定した確保が困難になってきたことと地域包括ケアの構築に向けた地域においての地域包括支援センターが担う中核的な役割が大きくなってきたことにより、これまで協議を進めてまいりました。見直しにつきましては、センターを一箇所にするにより集中的な人材の確保が可能になることや直営型一箇所にする事で包括支援事業、介護予防事業の効率的な実施ができるのではないかとご意見をいただきながら直営がいいのか委託型がいいのか直営型であるならどのようなやり方がいいのか検討してきました。検討につきましては地域包括ケア推進協議会を中心に行っており、資料の3ページから6ページに協議内容や意見をあげています。この地域包括ケア推進協議会での検討内容は現在委託している法人とも協議を行い、資料2ページにあげております見直し案について提案させていただきます。現在委託型センター二箇所を直営型センター一箇所にする事、職員の確保については直営型ではありますが、社会福祉法人から出向していただき専門職を確保するという事、実施時期は平成28年10月を予定するということを見直しの内容として提案させていただきました。こちらにつきましては資料6ページにあげております包括ケア推進協議会の実務者会議で提案させていただきます。そこでの賛同をいただいた上で、代表者会議にもこちらの案を提案させていただきました。代表者会議においても直営一本化について賛同をいただいております。資料6ページにあげています内容につきましては直営一本化にした場合の意見をまとめています。直営にすることによって包括支援センターの公正中立な運営がこれまで以上にできますし、困り込みのイメージも払拭できるのではないかとのご意見もいただいております。一方でこれまで委託型で築いてきた地域包括支援センターと地域の方との関係が直営にすることで薄れるのではないかとご懸念もあるというご意見もいただいておりますけれども、こちらにつきましては職員を出向にすることでできるだけこれまでの地域との関わり体制を維持できるような形で移行したいと考えています。資料7ページには直営になった場合の地域包括支援センターの体制イメージをあげています。センターの業務はこれまで同様に包括的支援事業、指定介護予防支援事業、要支援の方のケアプラン作成、行政事務的な部分が大きな柱となってきます。職員体制としましては、センター長、事務職、保健師として職員を配置するとともに専門職の保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャーを法人から出向していただきたいと考えています。平成29年度からは認知症支援推進員の配置も予定していますので、こちらにも包括支援センターに市の職員として配置したいと考えています。

【会長】

ただ今、「地域包括支援センターの運営体制について」説明がありましたが、ご質問・

ご意見等があれば、お願いします。

【委員】

法人から出向した職員の人件費は各法人で決めていいのでしょうか。

【事務局】

身分は法人に残したまま出向しますので勤務地と命令形態だけが市になり、給与形態・福利厚生はそのままです。

【委員】

今のセンター職員がそのまま出向するのでしょうか。

【事務局】

それを一番歓迎します。先ほど説明しましたように担当が代わるようではお年寄り  
は困りますので体制は変わっても人は変わらないことを希望します。

【委員】

センター長は専任ですか。

【事務局】

体制図は一つのイメージですので、センター長が保健師を兼ねたり、保健師が事務  
をするといったことも考えられます。直営一本化により、これからの地域包括ケア体  
制で威力を発揮しなければならないので、市からしっかりとした人材を持ってきて1  
年や2年で代わることがないようにしていきたいと思っています。

【委員】

直営のメリットを強調していただくと、地域の方にも分かりやすいと思います。セ  
ンター長はある程度権力というかパワーのある方をお願いします。

【事務局】

包括支援センターの優秀な人材と一緒にリーダーシップをとっていくことにな  
りますので、それ相応の優秀な人物でないといけないと思います。

【委員】

設置場所はどこになりますか。

【事務局】

具体的には決まっていますが、一番いいのは長寿社会課とセットで市役所の中に  
あることだと思います。そうはならなくとも近くがいいと思います。

【委員】

市役所に行けば介護のことはなんでも相談できると住民に分かりやすいですね。

【事務局】

お年寄りだけでなく障害のある方や子供のことも世帯で考えていけるように、  
福祉保健部が同じところにあるのがベストだと考えています。

【会長】

他にご意見等がないようでしたら、地域包括支援センターの運営体制についてご承認  
いただけますでしょうか。

承認

## 5 その他

【会長】

日程5「その他」に移りますが、事務局から何かありますか？

【事務局】

ありません。

## 6 閉 会（16:00）

【会長】

それでは全ての日程が終了しましたので、これをもちまして本日の会は閉会といたします。皆様お疲れさまでした。